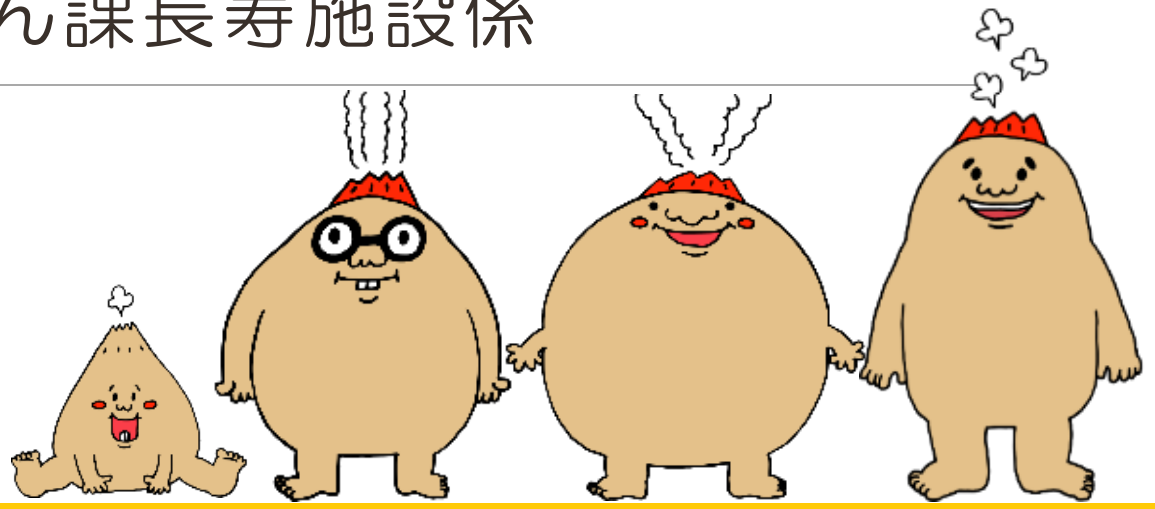
あなたとわくわく

マグマシティ
鹿児島市

高齢者虐待の防止について

鹿児島市　　長寿あんしん課長寿施設係



高齢者虐待防止法 H18．４．１～

（高齢者の虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律）

「高齢者虐待」とは、65歳以上の高齢者に対して

・養護者（高齢者を※現に養護している家族、親族、同居人等）

・養介護施設従事者等（介護サービス事業や養護施設、介護施設の職員等）

が行う次の行為を規定しています。

※「現に養護している」とは、金銭の管理、食事や介護などの世話、自宅の鍵の管理など、高齢者の日常生活に必要な行為を管理したり、提供することを指します。

・ただし、65歳未満の者で養介護施設等を利用する障害者は「高齢者」とみなして養介護施設従事者等による虐待に関する規定を適用

（参考）障害者虐待における虐待防止法制の対象範囲

年齢＼所在場所	在宅（養護者・保護者）	福祉施設・事業所 ＜障害者総合支援法＞ 障害福祉サービス事業所（入所系、日中系、訪問系、GH等含）	福祉施設・事業所 ＜障害者総合支援法＞ 一般相談支援事業所又は特定相談支援事業所	福祉施設・事業所 ＜介護保険法＞ 高齢者施設等（入所系、通所系、訪問系、居住系等含）	福祉施設・事業所 ＜児童福祉法＞ 障害児通所支援事業所（児童発達支援、放課後等デイ等）	福祉施設・事業所 ＜児童福祉法＞ 障害児入所施設等（※3）	福祉施設・事業所 ＜児童福祉法＞ 障害児相談支援事業所	企業	学校 病院 保育所
18歳未満	児童虐待防止法 ・被虐待者支援（都道府県）（※1）	**障害者虐待防止法** ・適切な権限行使 都道府県 市町村	**障害者虐待防止法** ・適切な権限行使 都道府県 市町村		**障害者虐待防止法（省令）** ・適切な権限行使 都道府県 市町村	児童福祉法 ・適切な権限行使（都道府県）	**障害者虐待防止法（省令）** ・適切な権限行使 都道府県 市町村	**障害者虐待防止法** ・適切な権限行使（都道府県労働局）	**障害者虐待防止法** ・間接的防止措置（施設長・管理者）（※5）
18歳以上65歳未満	**障害者虐待防止法** ・被虐待者支援（市町村）				【20歳まで】**障害者虐待防止法（省令）** ・適切な権限行使 都道府県 市町村（※2）	【20歳まで】児童福祉法 ・適切な権限行使（都道府県）（※4）			
65歳以上	**障害者虐待防止法** 高齢者虐待防止法 ・被虐待者支援（市町村）			高齢者虐待防止法 特定疾病40歳以上の若年高齢者含む。 ・適切な権限行使 都道府県 市町村					

※1 養護者への支援は、被虐待者が18歳未満の場合でも必要に応じて障害者虐待防止法も適用される。なお、配偶者から暴力を受けている場合は、DV法の対象にもなる。
※2 放課後等デイサービスのみ
※3 小規模住居型児童養育事業、里親、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、指定発達支援医療機関等（児童福祉法第33条の10）
※4 児者一体で運営されている施設においては、児童福祉法に基づく給付を受けている場合は児童福祉法、障害者総合支援法に基づく給付を受けている場合は障害者虐待防止法の対象になる。
※5 令和4年の精神保健福祉法改正により、令和6年4月から、精神科病院における業務従事者による障害者虐待については精神保健福祉法の対象となっている。

高齢者虐待の5つの類型

虐待は一つの種類が
単発で発生するとは限らず、
複数の虐待が同時に
行われている場合があります

身体的虐待



●殴る ●蹴る ●つねる
●無理やり食事を口に入れる
●意思に反して身体を拘束する
●外出を制限し、外部と接触させない など

心理的虐待



●怒鳴りつける ●ののしる
●悪口を言う ●無視する
●侮辱を込めて子供のように扱う など

本人の性的指向・ジェンダーアイデンティティに関する侮辱的な言動を行う

経済的虐待



●日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない
●本人の年金や預貯金を勝手に使う
●本人の自宅等を無断売却する など

介護・世話の放棄・放任



●劣悪な住環境で生活させる
●食事を与えない
●入浴をさせない
●オムツを交換しない
●受診させない など

性的虐待



●わいせつな行為をする
●性的行為を強要する
●排泄の失敗に対して、懲罰的に下半身を裸にして放置する など

養介護施設の設置者、養介護事業者における責務

(高齢者虐待防止法第20条)

【高齢者虐待防止のための措置】

- 虐待の未然防止・早期発見に向けた取組の推進
- 管理職・職員の研修、資質向上 施設・事業所全体での取組が重要
- 開かれた組織運営 風通しの良い組織運営を図る
- 利用者や家族からの苦情処理体制の整備
- 組織・運営

養介護施設従事者等による高齢者虐待は、背景に組織・運営面における課題があると考えることが重要

虐待の未然防止･早期発見に向けた取組

- 虐待防止検討委員会の開催
- 虐待防止のための指針の整備
- 虐待防止のための定期的な研修の実施
- 担当者の設置

※対象：有料老人ホームを含む全ての介護サービス施設･事業者

※令和6年4月より義務化

養介護施設従事者等の通報義務

（高齢者虐待防止法第21条）

虐待を受けたと思われる高齢者を発見したら

市町村に通報

・養護者による虐待・・・市長寿あんしん課地域包括ケア係・長寿あんしん相談センター　へ

・養介護施設従事者等による虐待・・・市長寿あんしん長寿施設係　へ

通報者の保護

（同法第21条）

- 守秘義務との関係

 秘密漏示罪や守秘義務違反に問われることはない。

- 不利益取扱いの禁止

 通報したことによる不利益な扱いを受けない。

共生社会の実現を推進するための認知症基本法 概要

令和５年法律第65号
令和５年６月14日成立、
同月16日公布
令和６年１月１日施行

１.目的

認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進

⇒　認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（＝共生社会）の実現を推進

～共生社会の実現の推進という目的に向け、基本理念等に基づき認知症施策を国・地方が一体となって講じていく～

２.基本理念

認知症施策は、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、①～⑦を基本理念として行う。

① 全ての認知症の人が、基本的人権を享有する個人として、自らの意思によって日常生活及び社会生活を営むことができる。
② 国民が、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深めることができる。
③ 認知症の人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるものを除去することにより、全ての認知症の人が、社会の対等な構成員として、地域において安全にかつ安心して自立した日常生活を営むことができるとともに、自己に直接関係する事項に関して意見を表明する機会及び社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の確保を通じてその個性と能力を十分に発揮することができる。
④ 認知症の人の意向を十分に尊重しつつ、良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが切れ目なく提供される。
⑤ 認知症の人のみならず家族等に対する支援により、認知症の人及び家族等が地域において安心して日常生活を営むことができる。
⑥ 共生社会の実現に資する研究等を推進するとともに、認知症及び軽度の認知機能の障害に係る予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための社会参加の在り方及び認知症の人が他の人々と支え合いながら共生することができる社会環境の整備その他の事項に関する科学的知見に基づく研究等の成果を広く国民が享受できる環境を整備。
⑦ 教育、地域づくり、雇用、保健、医療、福祉その他の各関連分野における総合的な取組として行われる。

３.国・地方公共団体等の責務等

国・地方公共団体は、基本理念にのっとり、認知症施策を策定・実施する責務を有する。
国民は、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深め、共生社会の実現に寄与するよう努める。
政府は、認知症施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずる。
※その他保健医療・福祉サービス提供者、生活基盤サービス提供事業者の責務を規定

４.認知症施策推進基本計画等

政府は、認知症施策推進基本計画を策定（認知症の人及び家族等により構成される関係者会議の意見を聴く。）
都道府県・市町村は、それぞれ都道府県計画・市町村計画を策定（認知症の人及び家族等の意見を聴く。）　（努力義務）

認知症施策推進基本計画の概要

【位置付け】共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和５年法律第65号。以下「基本法」という。）に基づく国の認知症施策の基本計画。これに基づき、地方自治体は推進計画を策定（努力義務）。

前文／Ⅰ 認知症施策推進基本計画について／Ⅱ 基本的な方向性

- 基本法に明記された共生社会の実現を目指す。
- 認知症の人本人の声を尊重し、「新しい認知症観」※に基づき施策を推進する。
 ※①誰もが認知症になり得ることを前提に、国民一人一人が自分ごととして理解する。②個人としてできること･やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間と共に、希望を持って自分らしく暮らすことができる。

⇒ ①「新しい認知症観」に立つ、②自分ごととして考える、③認知症の人等の参画･対話、④多様な主体の連携･協働

Ⅲ 基本的施策

- 施策は、認知症の人の声を起点とし、認知症の人の視点に立って、認知症の人や家族等と共に推進する。

⇒ 以下の12項目を設定：①国民の理解、②バリアフリー、③社会参加、④意思決定支援・権利擁護、⑤保健医療･福祉、⑥相談体制、⑦研究、⑧予防、⑨調査、⑩多様な主体の連携、⑪地方公共団体への支援、⑫国際協力

Ⅳ 第１期基本計画中に達成すべき重点目標等

- 次の４つの重点目標に即した評価指標を設定：①「新しい認知症観」の理解、②認知症の人の意思の尊重、③認知症の人・家族等の地域での安心な暮らし、④新たな知見や技術の活用
- 評価指標は、重点目標に即して、プロセス指標、アウトプット指標、アウトカム指標を設定

Ⅴ 推進体制等

- 地方自治体において、地域の実情や特性に即した取組を創意工夫しながら実施
- 地方自治体の計画策定に際しての柔軟な運用（既存の介護保険事業計画等との一体的な策定など）
- ①行政職員が、認知症カフェ等様々な接点を通じて、認知症の人や家族等と出会い･対話する、②ピアサポート活動や本人ミーティング等の当事者活動を支援する、③認知症の人や家族等の意見を起点として、施策を立案、実施、評価する。

基本的施策（抄）

1．認知症の人に関する国民の理解の増進等
- 学校教育、社会教育における「新しい認知症観」に基づく実感的理解の推進
- 認知症の人に関する理解を深めるための、本人発信を含めた運動の展開（認知症希望大使の活動支援）

2．認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進
- 認知症の人が自立し安心して暮らすための、地域における生活支援体制の整備等（地域の企業や公共機関等での認知症バリアフリーの推進）
- 事業者が認知症の人に適切に対応するために必要な指針の策定

3．認知症の人の社会参加の機会の確保等
- 認知症の人自らの経験等の共有機会の確保（ピアサポート活動の推進）
- 認知症の人の社会参加の機会の確保（本人ミーティング、介護事業所における社会参加活動等の推進）
- 多様な関係者の連携・協働の推進による若年性認知症の人等の就労に関する事業主に対する啓発・普及等

4．認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護
- 認知症の人の意思決定支援に関する指針の策定、情報提供（「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」の改定）
- 認知症の人に対する分かりやすい形での意思決定支援等に関する情報提供

5．保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等
- 専門的な、又は良質かつ適切な医療提供体制の整備（認知症疾患医療センターの相談機能の充実）
- 保健医療福祉の有機的な連携の確保（認知症初期集中支援チームの見直し、認知症地域支援推進員の適切な配置）
- 人材の確保、養成、資質向上（認知症に関する研修の在り方の見直し）

6．相談体制の整備等
- 認知症の人の状況等に配慮し総合的に対応できる体制整備（地域包括支援センター、認知症疾患医療センター等の相談体制整備）
- 認知症の人又は家族等が互いに支え合うための相談・交流の活動に対する支援等（認知症地域支援推進員の適切な配置、認知症カフェ、ピアサポート活動、認知症希望大使の活動支援）

7．研究等の推進等
- 予防・診断・治療、リハビリテーション・介護方法等の研究の推進・成果の普及
- 社会参加の在り方、共生のための社会環境整備その他の調査研究、検証、成果の活用（介護ロボット・ICT等の開発・普及の支援）

8．認知症の予防等
- 科学的知見に基づく知識の普及・地域活動の推進・情報収集
- 地域包括支援センター、医療機関、民間団体等の連携協力体制の整備（早期発見・早期対応・診断後支援まで行うモデルの確立）

9．認知症施策の策定に必要な調査の実施
- 若年性認知症の人を含む認知症の人の生活実態、社会参加・就労支援を促進する体制や社会実装の方策など共生社会の実現に関わる課題の把握と課題解決に向けた調査研究

10．多様な主体の連携
- かかりつけ医、地域包括支援センター、認知症地域支援推進員、認知症サポート医、認知症初期集中支援チーム、居宅介護支援事業所、認知症疾患医療センター等の連携及び地域住民を含む多様な主体との協働、分野横断的な取組の推進

11．地方公共団体に対する支援
- 地方公共団体の参考となるような取組の共有などの支援

12．国際協力
- 外国政府、国際機関、関係団体等との連携、我が国の高齢化及び認知症施策の経験や技術について世界に向けて情報発信